

みんなを防ごう

高齢者虐待

問合せ 高齢介護課長寿福祉G ☎24-1118

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成18年4月1日に施行され、高齢者虐待への対応が進められてきました。

しかし、依然として多くの虐待事例が発生しており、安心安全な生活が損なわれている現状があります。高齢者の尊厳を守るためには、虐待を早期に発見し対応すること、地域全体で見守っていくことが大切です。

こんなことが高齢者虐待です

65歳以上の高齢者に対して養護者または養介護施設従事者による次の行為を「高齢者虐待」といいます。

身体的虐待(全体の約68%)

たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に与えるなど。

心理的虐待(全体の約40%)

排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせる、子ども扱いする、怒鳴る、ののしるなど。

性的虐待(全体の約0.4%)

排泄の失敗に対し懲罰的に裸で放置する、性的な行為を強要するなど。

経済的虐待(全体の約18%)

本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意志や権利に反して使用する、または本人に渡さないなど。

介護・世話の放棄・放任(全体の約20%)

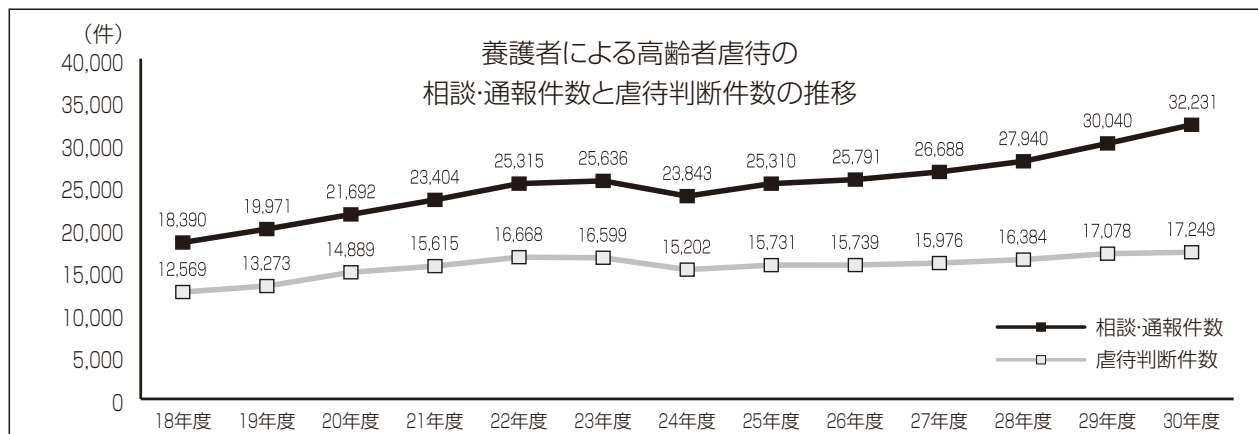
入浴させない、髪が伸び放題、必要な栄養を摂らせない、劣悪な環境下に放置し生活させるなど。



※虐待には種類の重複があるため、割合の合計は100%ではありません。

知ってください高齢者虐待の現状

厚生労働省が平成30年度に行った調査では、高齢者が家族などから虐待を受けたと判断されたケースが、全国で約17,249件にのぼっています。表面化していないものを含めれば、さらに多くの高齢者が虐待の被害にあっていると考えられます。



出典:厚生労働省「平成30年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」より

虐待の自覚がない場合もあります

チェックリスト

- 言うことを聞かないので、無視したり、ののしったりしてしまう。
- 良いこと悪いことをわかってもらうために、たたくなどしてしつけしている。
- 認知症により徘徊^{はいかい}するので、部屋に閉じ込めている。
- 認知症や寝たきりで体裁が悪いので、外出させなかったり、訪ねてくる人がいても会わせなかったりしている。
- 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておいたりすることがある。
- 介護ができず、どうしたらいいか分からないので今は放置している。



介護の負担を抱えこんでいませんか？

高齢者虐待が生じる背景には、介護者が心身ともに疲労し、追いつめられていることが挙げられます。また、介護は長期間に渡ることが多く、家族だけで行うには限界があります。

一人で悩まず、以下の介護保険サービス等を積極的に活用しましょう。

在宅サービス

ホームヘルプ/訪問看護/デイサービス/ショートステイ/福祉用具貸与

施設サービス

特別養護老人ホーム/老人保健施設/療養病床等



介護をしている人へ

「どこに相談するかわからない」といった悩みも、まずは地域包括支援センターに相談ください。

地域包括支援センターは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、看護師などが中心となって、虐待の早期発見・防止、高齢者の人権や財産を守る取り組み、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな支援や、サービスにつなげる取り組みを、包括的・継続的に行っており、相談に対応します。

相談内容を行政機関である市とともに把握し、保健所、医療機関、介護サービス事業所、警察などの適切な機関と連携して解決に努め、地域の高齢者やその家族を支えます。

地域包括支援センターは津島市全体を、北中南の3施設でカバーしています。各センターの担当地域などは高齢介護課にお問い合わせください。

- 北地域包括支援センター 古川町2-56 ☎22-4771
- 中地域包括支援センター 南新開町1-98 ☎23-3463
- 南地域包括支援センター 唐臼町半池72-6 ☎32-3066

市民のみなさんへ

高齢者虐待の発見者には通報義務があります。

高齢者虐待防止法に基づき、市は関係機関の福祉、医療の専門機関と連携し、迅速な対応に努めています。高齢者虐待を見掛けたらお近くの地域包括支援センター、市役所高齢介護課にご連絡ください。

